

# 美深町快適な住まいづくりと商工業振興補助制度

問 企画商工観光課 経済産業グループ 商工観光係 TEL2・1645 防2・1611

住宅の新築、リフォーム、住宅の解体や店舗の整備および再生可能なエネルギー導入整備にかかる費用の一部を補助します。補助対象の要件としては、町民または移住者(解体工事は町外者も可)、税金などの滞納がないなどを要件としています。

※改修工事、解体工事、店舗近代化にかかる工事は、町内業者施工が条件です。

事業名	通常工事			町産材使用分		限度額 合計	移住者 加算額 <sup>注3</sup>	
	工事・取得 費用	補助率	補助金 (限度額)	補助率	補助金 (限度額)			
改修 工事 (町内業者)	一般改修	30万円 以上	30万円	100%	20万円	50万円	-	
	特別改修		20万円		15万円			35万円
	子育て改修 <sup>注1</sup>		50万円		30万円			80万円
新築 工事	町内業者	20%以内	100万円	80%	200万円	300万円	20万円	
	子育て町内業者 <sup>注2</sup>		200万円					400万円
	町外業者		30万円		120万円			150万円
	子育て町外業者 <sup>注2</sup>		60万円					180万円
解体工事 (町内業者)	30万円 以上	-	20万円	-	-	20万円	-	
店舗近代化 (町内業者)	50万円 以上	-	500万円	80%	250万円	750万円	左の補助金額 上限100万円	
再生可能エネルギー工事	30万円 以上	30%以内	60万円	-	-	60万円	-	
中古住宅取得	50万円 以上	-	20万円 (移住者のみ)	-	-	-	-	

注1 申請年度で18歳以下の子供を扶養し、10㎡以上の増築を伴う改修

注2 申請年度で18歳以下の子供を扶養している場合

注3 令和5年4月1日以降に転入し、転入日前3年間に町内に住所を有していなかった者

## 年金窓から

### 退職による国民年金 加入の手続きについて

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、退職により厚生年金から抜けた場合に国民年金への加入が必要です。

また、扶養している60歳未満の配偶者がいる場合は、配偶者も同時に国民年金への加入が必要になります。手続きに必要なものは次のとおりです。

- ・退職日がわかる証明書
- ・基礎年金番号がわかるもの
- ・退職後はお早めに旭川年金事務所か、役場総合窓口にてお手続きください。

### 令和6年度の 国民年金保険料について

令和6年度の国民年金保険料は1カ月1万6千980円です。

国民年金保険料の納付期限については、納付対象月の翌月末日です。期限まで

に保険料が納付されないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。

### 国民年金保険料の 納付方法について

- ・納付書でのお支払い以外に次の方法があります。
  - ・口座振替
  - ・クレジットカード納付
  - ・スマホ決済
- 希望される方は、旭川年金事務所または役場総合窓口までご連絡ください。



### ■問合せ先

旭川年金事務所

TEL 0166-2555606

美深町役場総合窓口

TEL 2-16613

防2-1614

住民生活課  
生活環境グループ  
戸籍年金係  
TEL 2-16613  
防2-1614